

募集期限 7月31日(金)(当日消印有効)

第13回

# 佐賀市景観賞 作品募集

あなたがみつける佐賀のよさ

美しいまちづくりは、私たちの生活を豊かにするとともに、個性ある佐賀市の発展にも重要なものです。「佐賀市景観賞」は佐賀市民の景観やまちづくりに対する意識の向上を願い、これからの佐賀市の景観に対するひとつの道しるべとなるように、また市民の皆さんのまちづくりへの取り組みの一端を広く紹介できるように平成9年から実施しています。



川上峡の水面に映える古の姿《よどひめ與止日女神社》

きょうぜん 中心街にたたずむ新たな商業空間《饗膳とりい》

## 応募対象

佐賀市内にある建築物・工作物・まちの小さな構造物・樹木・植栽などで、生活を豊かにするような下記に該当するもの。

- 個性的、または魅力的な都市景観の形成に寄与しているもの
- 自然景観の保全に寄与しているもの、またはそれと調和しているもの
- 歴史的景観の保全に寄与しているもの、またはそれと調和しているもの

また、以上を支えてきた活動も重要なものです。このような活動は特別表彰の対象となりますのでご応募ください。

※ただし、次のものは除きます。

- ・佐賀市が建築したもの
- ・文化財保護法等により指定されたもの
- ・過去にこの賞を受賞したもの

## 応募方法

- ◎ 応募はがきは、本庁、各支所、市立図書館、市立公民館などの公共機関にあります。
- ◎ 郵政はがきやメールでも応募できます。①応募者の住所、②氏名、③電話番号、④応募対象が特定できるもの(名称、所在地、付近見取図など)、⑤応募理由をご記入の上、ご応募ください。
- ◎ 佐賀市内の方に限らず、どなたでも応募できます。
- ◎ お一人何作品でも応募できますが、はがき1枚につき応募作品は1点とします。


## 表彰

- ◎ 入賞は5点以内とします。
- ◎ 受賞作品は市報や市のホームページなどで発表します。
- ◎ 表彰の視点に応じ、受賞作品の設計者・施工者・応募者の方には賞状と賞品を、所有者の方にはあわせて銘板を贈ります。
- ◎ 応募、推薦をいただいた方に参加賞をさしあげます。ただし、審査対象外物件を応募された方を除きます。

## 申し込み・問い合わせ

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 建築指導課 都市景観係 ☎40-7172 FAX40-7392  
 ☐ kenchikushido@city.saga.lg.jp

6月は市県民税(普徴)と国民健康保険税(普徴)の1期の納期です。納期限は6月30日(火)です。

	<b>人口データ</b>		
	人口 236,731人(+674)	男 111,898人(+434)	平成21年4月末日現在の
	世帯 91,459(+608)	女 124,833人(+240)	人口、世帯数。( )内は前月との差
<b>各支所代表電話番号(市外局番0952)</b>			● 諸富支所 ☎47-2131
● 大和支所 ☎62-1111	● 富士支所 ☎58-2111	● 三瀬支所 ☎56-2111	
● 川副支所 ☎45-1111	● 東与賀支所 ☎45-1021	● 久保田支所 ☎68-2111	



第13回 佐賀市景観賞 作品募集